

最低賃金が改正されました！

I. 茨城県最低賃金及び茨城県特定（産業別）最低賃金が以下のとおり改正されました。

◎地域別最低賃金

茨城県最低賃金	最低賃金額	効力発生年月日
	時間額（円）	
	849 （27円アップ）	
		令和元年10月1日

○特定（産業別）最低賃金

件名	最低賃金	効力発生年月日
	時間額（円）	
鉄鋼業	943 （27円アップ）	令和元年12月31日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	905 （25円アップ）	令和元年12月31日
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品製造業	901 （24円アップ）	令和元年12月31日
各種商品小売業	871 （22円アップ）	令和元年12月31日

II. 特定（産業別）最低賃金

適用除外（特定（産業別）最低賃金を適用せず茨城県最低賃金を適用する労働者）

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けの業務に主として従事する者

※その他適用除外業務について詳しくは鹿嶋労働基準監督署までお問い合わせください。

III. 注意

- (1) 使用者は、適用される最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。その額に達しない賃金の定めは無効となり、最低賃金と同様の定めをしたものとみなされます。
- (2) 使用者は、適用される最低賃金の概要を、常時作業場内の見やすい場所に掲示するなどにより労働者に周知させなければなりません。
- (3) 地域別最低賃金を下回る賃金を支払った場合には、最低賃金法違反となり、その場合の罰金の上限額は50万円となります。なお、特定（産業別）最低賃金を下回る賃金を支払った場合については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法第24条の賃金の全額払違反の罰則（労働基準法第120条。罰金の上限額30万円。）が適用されます。
- (4) 最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイトなどの全ての労働者と、その使用者に適用されます。但し、減額特例許可を受けた労働者は、減額された最低賃金が適用されます。
- (5) 派遣労働者については、派遣先の事業所に適用されている最低賃金額が適用されます。
- (6) 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。
 - (a) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - (b) 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - (c) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
 - (d) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
 - (e) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
 - (f) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (7) 月給制の場合は、下の計算式によって比較します。
$$\frac{\text{月給額} \times 12 \text{ヶ月}}{\text{年間総所定労働時間}} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$
- (8) 日給制の場合は、下の計算式によって比較します。
$$\frac{\text{日給}}{1 \text{日の所定労働時間}} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

必ずチェック最低賃金！使用者も労働者も

【問合先】 鹿嶋労働基準監督署（監督課）
電話 0299-83-8461